

# B型肝炎ワクチン定期予防接種のご案内

接種の前に、このご案内をよくお読みいただき、母子健康手帳等で接種歴をご確認の上、お子さんの体調の良い時に必要回数の接種を受けてください。

## 1 対象者・接種方法

- (1) 接種対象者 次の2つの条件を満たす方  
 ① 接種日時点でさいたま市に住民登録のある方  
 ② 接種日時点で対象年齢の方
- ※お母さんからお子さんへのB型肝炎ウイルスの感染を予防するために、生まれた直後にB型肝炎ワクチンの接種（B型肝炎母子感染予防処置）を受けたことがあるお子さんは、定期予防接種の対象ではなく、保険診療となります。
- (2) 対象年齢 1歳未満
- (3) 接種場所 さいたま市定期予防接種実施医療機関  
 ※市内の実施医療機関以外で接種を希望される場合は、事前に各区役所保健センターへご相談ください
- (4) 接種費用 無料
- (5) 必要な物 B型肝炎ワクチン予診票、母子健康手帳、健康保険証、子育て支援医療費受給資格証
- (6) 接種回数 3回 2回目は、1回目から27日以上の間隔を置いて接種  
 3回目は、1回目から139日以上（20週間後の同じ曜日以降）の間隔を置いて接種  
 ※標準的な接種スケジュールは、2ページをご覧ください。

※接種可能なB型肝炎ワクチンは、「ビームゲン（HB）」と「ヘプタバックス（ヘプタ）」の2種類です。これらのワクチンの違いについては、2～3ページの「3 B型肝炎ワクチンの効果と副反応」をご覧ください。

※現時点では、3回とも同一のワクチンを接種することが、望ましいと考えられています。そのため、2回目以降の接種の予約の際及び接種の前に、母子健康手帳の接種の記録欄等で「既に受けたワクチン名」をご確認のうえ、医療機関にお伝えください。

※3回の接種の途中で、ワクチンを切り替えた場合でも、定期予防接種としての接種が可能です。

### 【ご注意】

※一部のワクチンの容器のフタには、ラテックス（天然ゴム）が含まれているものがあります。接種を受けるお子さんや、父母、兄弟などにラテックス製品の使用や交差反応を起こす食物（バナナ、キウイ、栗、アボガド、メロン等）を食べたときに、具合が悪くなったことがあるなど、ラテックスアレルギーやその可能性がある場合は、予約の際及び接種前に、医療機関に必ずご相談ください。

◆◆◆ 詳しくは、下記各区役所保健センターへお問い合わせください ◆◆◆

西 区保健センター	TEL 620-2700	FAX 620-2769	桜 区保健センター	TEL 856-6200	FAX 856-6279
北 区保健センター	TEL 669-6100	FAX 669-6169	浦和区保健センター	TEL 824-3971	FAX 825-7405
大宮区保健センター	TEL 646-3100	FAX 646-3169	南 区保健センター	TEL 844-7200	FAX 844-7279
見沼区保健センター	TEL 681-6100	FAX 681-6169	緑 区保健センター	TEL 712-1200	FAX 712-1279
中央区保健センター (2020年1月以降)	TEL 853-5251 TEL 840-6111	FAX 857-8529 FAX 840-6115	岩槻区保健センター	TEL 790-0222	FAX 790-0259

## 【標準的な接種スケジュール】

1～2回目：生後2か月以降に、27日以上の間隔を置いて2回接種

3回目：生後7か月～9か月未満の間に接種（1回目から20週間以上の間隔をおく）

	1 か 月	2 か 月	3 か 月	4 か 月			7 か 月	8 か 月	9 か 月			1 歳
無料で接種できる期間	■											
1～2回目		2回										
3回目							1回					

## 2 B型肝炎の感染と経過、症状

B型肝炎ウイルス（以下、ウイルス）は、ウイルスを含む血液や体液との接触により感染します。感染した人の年齢や免疫状態によって、一過性感染または持続感染を起こします。一過性感染は大人で起こりやすく、持続感染は乳幼児で起こりやすいとされています。持続感染した人の体内には、ウイルスが居るため、持続感染している人をキャリアと呼びます。キャリアは、次の感染の原因となることがあります。

感染経路は、キャリアの母親から子どもに感染する垂直感染と、それ以外の水平感染に分けられます。わが国では、子どもの日常生活の中で水平感染が起こったとみられる事例が報告されています。

新生児や乳幼児期に感染すると持続感染になりやすい理由は、免疫が未熟なために侵入してきたウイルスを排除する免疫反応が起こらない、免疫寛容と呼ばれる状態が影響していると考えられています。そのため、目立った症状も無く、無症候性キャリアと呼ばれる状態で経過します。無症候性キャリアとなった子どもの免疫が成熟する思春期以降、ウイルスを排除する免疫反応が起こり、肝炎を起こします。この肝炎を起こした場合、80～90%で、ウイルスが、セロコンバージョンと呼ばれる、比較のおとなしいタイプへ変化を起こします。この変化が起こると、再び無症候性キャリアに戻り、生涯強い肝炎を発症せずに過ごします。この変化が起こらない、残りの10～20%のキャリアでは、慢性肝炎へと移行します。慢性肝炎へ移行した場合、さらに、肝硬変や肝臓がんへと進行することがあります。

乳幼児期の感染や無症候性キャリアの状態、慢性肝炎は自覚症状が無い場合が多いとされています。一過性感染やセロコンバージョンの際の急性肝炎では、強い全身倦怠感、悪心・嘔吐、黄疸などが出現します。急性肝炎発症者の約2%が、命に関わる劇症肝炎を起こすとされています。また、肝硬変や肝臓がんも、肝臓の働きが損なわれ、命に関わる病状です。

なお、B型やC型の肝炎ウイルスによる肝炎は、治療薬の開発が進み、適切な時期の治療で、肝硬変や肝臓がんへの進行を回避できるようになってきました。

## 3 B型肝炎ワクチンの効果と副反応

乳児を対象とするB型肝炎ワクチンの予防接種は、ウイルスに対する免疫を早期に獲得することで、乳幼児期の持続感染を予防します。

現在、国内では、製品名で「ビームゲン」と「ヘプタバックス」の2種類のB型肝炎ワ

ワクチンが使用されています。いずれも酵母由来の組換え沈降B型肝炎ワクチンです。「ビームゲン」は従来、日本で多いとされていた遺伝子型Cのウイルスを、「ヘプタバックス」は近年、国内で増加傾向にある遺伝子型Aのウイルスを抗原とするワクチンです。どちらのワクチンを接種しても、お互いに遺伝子型の異なるB型肝炎ウイルスに対する感染予防効果があると考えられています。

また、いずれのワクチンも、1988年に発売され、医療従事者などの血液感染防止対策や、乳児に対する垂直感染予防のために使用されてきました。

#### 【B型肝炎ワクチンの主な副反応】

一般的にワクチン接種により、軽い副反応がみられることがあります。また、極めてまれですが、重い副反応が起こることがあります。

これまでの報告では、10%程度に副反応が認められ、主な副反応は、倦怠感、頭痛、接種部の腫脹（はれ）、発赤（赤み）、疼痛等でした。

まれに生じる重い副反応としては、ショック、アナフィラキシー様症状（全身のひどいじんましん、呼吸困難など）、急性散在性脳脊髄炎、ギラン・バレー症候群、視神経炎、脊髄炎、多発性硬化症、末梢神経障害があります。

## 4 予防接種による健康被害救済制度

○定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。

○給付の内容は、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料となっており、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

○ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。

※給付申請の必要が生じた場合には、予防接種を受けた医療機関へご相談ください。

### 【参考】 特別な事情により定期の予防接種の機会を逃した場合

定期予防接種の対象者であった間に長期にわたり療養を必要とする疾病にかかり、または、臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと等の特別な事情があり、やむを得ず定期予防接種を受けることができなかった場合は、当該特別な事情がなくなつてから2年間定期予防接種を行う機会が設けられます。

この制度の利用希望がある場合は、事前に各区役所保健センター等へご相談ください。

◆注 意 事 項

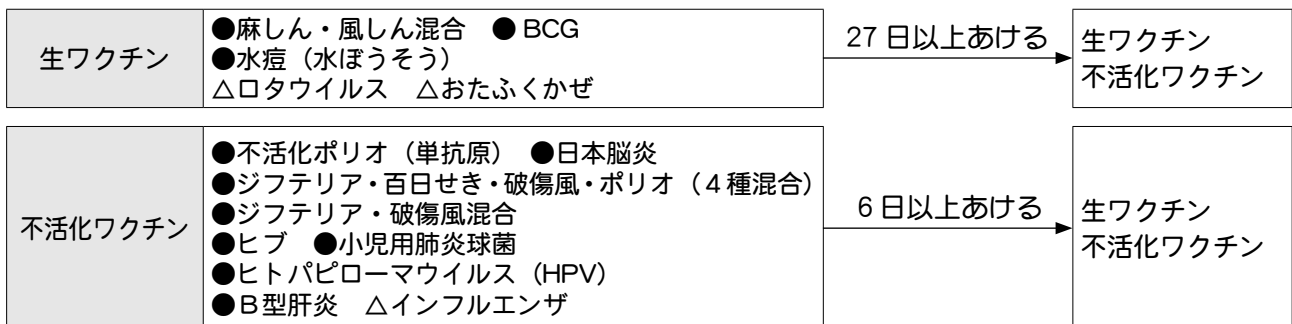
- ① 事前に医療機関へ予約を入れてください。この場合、診療時間内としてください。
- ② 場合によっては、医療機関で接種が行えないことがあります。事前に医療機関へ確認をしてください。
- ③ 接種当日は体調を確認し、平熱より高い・機嫌が悪い・かぜ症状がある等の場合は延期をお勧めします。  
 なお、以下の項目に該当する方もご注意ください。
  - ・ 4週間以内に他の予防接種を受けている。
  - ・ 生まれてから今までに特別な病気にかかり医師に診察を受けている。
  - ・ ひどいアレルギーがある。
  - ・ けいれんを起こしたことがある。
  - ・ 免疫不全の診断を受けている及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる。
  - ・ 病気が治癒してから2週間～1か月経過していない、もしくは潜伏期間と考えられる場合は接種を見合わせる場合があります。
 [例] ○突発性発疹 ○手足口病 ○伝染性紅斑（りんご病） ○水痘（水ぼうそう）  
 ○麻疹（はしか） ○風しん（三日ばしか） ○流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）等  
 ・ 医師の診察及び投薬を受けている方は、接種可能か確認されることをお勧めします。
- ④ 医療機関へは「予診票」、「母子健康手帳」、「健康保険証」、「子育て支援医療費受給資格証」を必ず持参してください。
- ⑤ 接種後30分はお子さんの様子をよく確認してください。
- ⑥ 接種後、接種部位のひどい腫れ・高熱・ひきつけ等の症状があれば医療機関で診察を受けましょう。
- ⑦ 接種日時点でさいたま市に住民登録のない方が接種した場合、接種料金は原則自己負担となり接種後に接種医療機関に料金を支払っていただきます。

◆予防接種を受けることができない方

- 1 明らかに発熱のある方
- 2 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- 3 その日に受ける予防接種によって、または予防接種の接種液に含まれる成分で、アナフィラキシー※を起こしたことがある方  
 ※アナフィラキシーとは、通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんが出るほか、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続きショック状態になるような激しい全身反応のことです。
- 4 その他、医師が不適当な状態と判断した場合  
 ※上の1～3にあてはまらなくても、医師が接種不適当と判断した場合は接種できません。

◆他の予防接種との間隔

他の予防接種との間隔は下表のとおりです。同じワクチンを複数回接種する場合は、各ワクチンの接種間隔を守ってください。



●：定期予防接種（無料）      △：任意予防接種（有料）